

広 報



No. 106号

7 '77
月号

■発行 / 鹿部村 ■編集 / 企画課 ■制作 / 札幌ほくしん



とじておきましょう

たのしかった!! 鹿小運動会

六月十九日、鹿小運動会が曇天の中、多数の父母の参加、観戦を得て盛会に終了いたしました。

生徒たちは一生懸命競技し、父母の皆さんから暖い拍手と大きな声援を背に楽しい1日をすごしておりました。



●村財政の公表

地方自治法、地方公営企業法の

定めるところにより、村長は年一回、財政に関する事項を公表することになっております。

昭和五十一年十月一日から昭和五十二年三月三十一日までの、一般会計、国民健康保険事業勘定特別会計、ミンク飼育事業特別会計、水道事業会計のそれぞれ、歳入、歳出予算の執行状況、財産、地方債及び一時借入金現在高をここに公表します。

振興に最善の努力をしております。

一般会計の概要

昭和五十二年三月三十一日現在の歳入歳出予算は、それぞれ一億八千八百二十九万六千円で、九月三十日現在の予算十一億二千二百万円に比べ六千八百七十七万六千円の増加となっております。

これらの主な増加内容は、昨年十月に開設した渡島リハビリテーションセンター開所に伴う経費に三百七十五万七千円、老人医療費重度医療費に対する給付費六百一十四万四千円、これらの外公営住宅火災復旧工事等五千八百三十万五千円があります。

※他会計への運用
運用先

厳しい経済状況の中で 村民の 社会福祉向上と 産業の振興に 最善の努力!!

国民健康保険事業勘定特別会計
八百万円

※他会計からの運用

ミンク飼育事業特別会計
四千万円

※一時借入金
の状況
借入先、渡島信用金庫
四千万円

郵政省簡保資金
一億一千七十万円

内訳
一) 公民館建設事業起債前借
一億 円

二) 公営住宅建設事業起債前借
一千七十万円

※公債費の状況
公債費(村の長期借入金)の借入現在高は、三月三十一日現在で四億六千八百一十一万五千円となっております。三月末における借入額一億一千二百三十万円の内訳は、出来

潤道路改良事業三百七十万円、除雪機械購入事業二百三十万円、常呂山道路改良事業六百十万円、リハビリテーション環境整備貸付事業三千七百三十万円、常呂林道事業二百九十万円、財政対策債二千五百三十万円、村道整備事業二千四百七十万円となっております。

本年度における最終借入は、これらの事業以外に、公民館建設事業一億一千万円、公営住宅建設事業一千七百七十万円、鹿部川河川改修事業三百五十万円、鹿部中央排水整備事業四百九十万円、リハビリ

駐車場整備事業百三十万円があり総額二億四千三百七十万円の借入となる見込みです。

国民健康保険事業勘定特別会計の概要

皆さんが、健康で豊かな生活を送るための社会神償制度の一つである国民健康保険事業勘定特別会計は、近年の医療費の増加により、九月末日現在で赤字が見込まれておりましたが、住民の皆さんの早期診断と早期治療の心掛けにより五十一年度は、辛じて赤字にならずに済みそうです、これも住民の皆さんの御協力と思えます。今後とも早期診断と早期治療を心掛け、日常の健康管理に充分留意し、健全財政確立のために御協力ください。

※一時借入金の運用
借入先、渡島信用金庫一千万円
※他会計からの一時運用金の状況

借入先、ミンク飼育事業特別会計
計 一千五百万円
一般会計 八百万円

ミンク飼育事業特別会計の概要
五十二年三月三十一日現在における歳入歳出予算は、歳入歳出それぞれ七千二百四十七万三千円となっており、予算に対する収入済額は、一億一千四百三十三千円

五十七・三%、支出済額は、五千八百一十二万四千円で八十・二%の割合となり、これらの外に一般会計へ四千万円、国保会計へ一千五百万円の運用を行なっております。

※他会計への運用
運用先
一般会計 四千万円
国民健康保険事業勘定特別会計 一千五百五

水道事業会計の概要

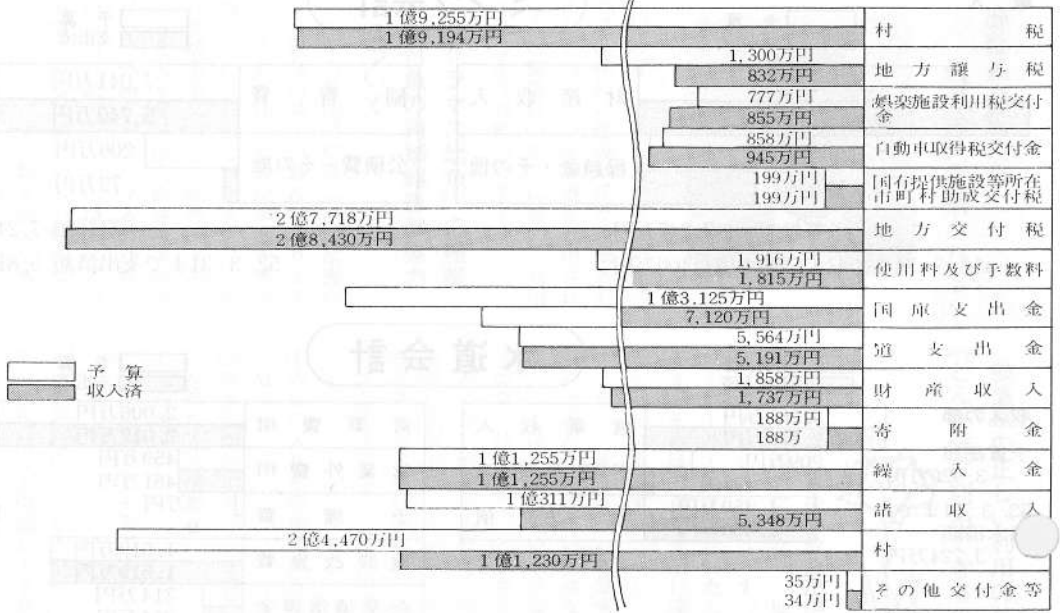
諸物価の上昇は、依然として続き、資材等の値上りも同様であります、これに反し外国漁船等の関係で、村内水産加工場等の使用水量が予定より減量されており、大中を収入減となつて、本年度も昨年引き続き赤字が見込まれております。

※一時借入金の状況
借入先、渡島信用金庫
計 三百五十万円
.....その他.....

村財政の公表は、あくまで昭和五十二年三月三十一日現在であり

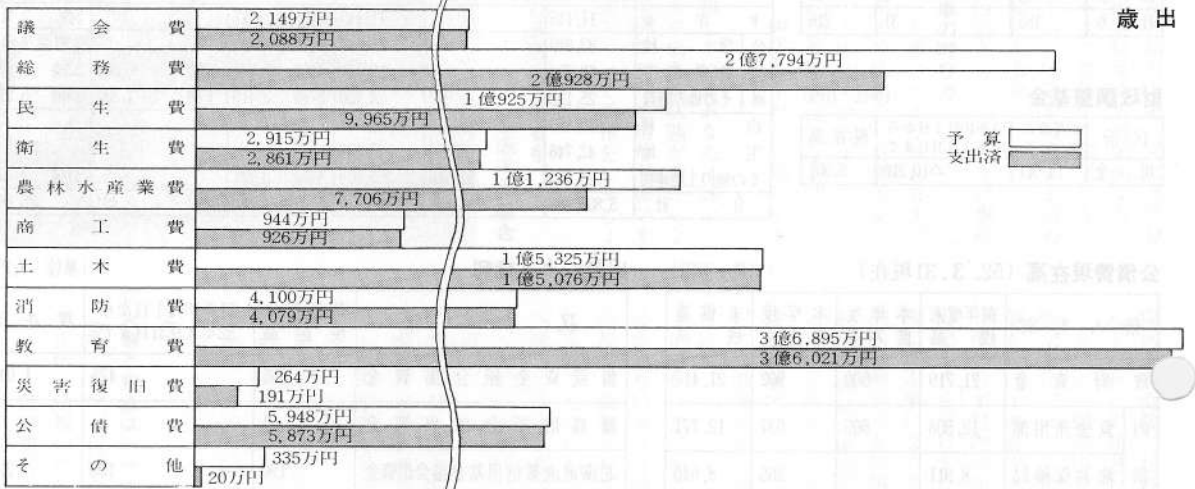
法律により二カ月間の出納整理期間が定められ毎年五月末日までとなっておりますので、昭和五十一年度の決算では、ありませんのでお間違いないよう.....

歳入



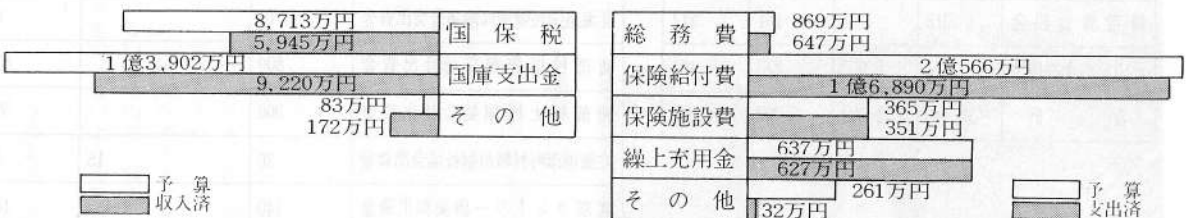
歳入予算総額11億8,829万円
52. 3. 31収入済額 9億4,373万円

一般会計



歳出予算合計11億8,829万円
52. 3. 31支出合計10億5,733万円

国保会計



歳入 予算総額 2億2,698万円
52. 3. 31まで収入済額 1億5,337万円

歳出 予算総額 2億2,698万円
52. 3. 31まで支出済額 1億8,547万円

歳入

ミンク会計

歳出

7,217万円	財産収入
8,928万円	
30万円	繰越金・その他
2,472万円	

予算総額 7,247万円

52. 3. 31まで収入済額 1億1,400万円

飼育費	7,041万円
	5,740万円
公債費・その他	206万円
	72万円

予算総額 7,247万円

52. 3. 31まで支出済額 5,812万円

予算
収入済

水道会計

予算
支出済

収入の部	2,261万円	営業収入
予算総額	2,270万円	
3,920万円	209万円	営業外収入
	4万円	
52. 3. 31まで	1,450万円	地方債
収入済額	1,450万円	
3,724万円		

営業費用	2,006万円
	2,012万円
営業外費用	459万円
	461万円
予備費	5万円
	0
建設改良費	1,519万円
	1,519万円
企業債償還金	214万円
	214万円

支出の部

予算総額 4,203万円

52. 3. 31まで
支出済額 4,206万円

有価証券

(単位 万円)

区分	前年度末 現在高	51年10月1日から 52年3月31日まで	現在高
株券	43	1	44
社債券	185	31	216

財政調整基金

(単位 万円)

区分	前年度末 現在高	51年10月1日から 52年3月31日まで	現在高
現金	15,511	△10,210	5,301

行政財産及び普通財産

(単位 m²)

区分	土地 (地積)			建物 (延面積)		
	前年度末 現在高	51年10月1日から 52年3月31日まで	現在高	前年度末 現在高	51年10月1日から 52年3月31日まで	現在高
本庁舎	11,145		11,145	5棟 2,117		5棟 2,117
学校	83,840		83,840	2校園 7,816		2校園 7,816
公営住宅	32,754		32,754	41棟 7,321	12棟 662	53棟 7,983
その他の施設	25,122	△ 992	24,130	27棟 3,419	1棟 1,832	28棟 5,251
山林	4,686,850	263,216	4,950,066			
宅地	42,748	2,284	45,032			
その他の土地建物	923,529	31,549	955,078	41棟 3,722		41棟 3,722
合計	5,805,988	296,657	6,102,645	24,395	2,494	26,889

公債費現在高 (52. 3. 31現在)

(単位 万円)

借入先別	前年度末 現在高	本年度 借入高	本年度 償還高	未償還 現在高
政府資金	21,719	600	902	21,417
内 資金運用部	12,808	600	637	12,771
訳 簡易保険局	8,911		265	8,646
公営企業金融公庫	1,409		45	1,364
市町村共済組合	2,997	610	345	3,262
北海道	2,626	4,020	627	6,019
備荒資金組合	318		101	217
その他の金融機関	2,674	6,000	273	8,401
合計	31,743	11,230	2,293	40,680

出資による権利

(単位 万円)

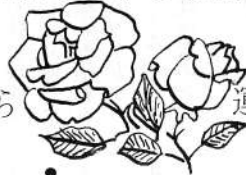
区分	前年度末 現在高	51年10月1日から 52年3月31日まで	現在高
備荒資金組合出資金	565	475	1,040
渡島信用金庫出資金	1		1
北海道漁業信用基金協会出資金	190	100	290
私学振興基金協会出資金	6		6
北海道漁船海難救済基金出資金	23		23
北海道信用保証協会出資金	3		3
北海道国民健康保険連合会出資金	16		16
鹿部村振興開発公社出資金	800		800
鹿部村土地開発公社出資金	300		300
北海道市町村職員福祉協会出資金	30	15	45
鹿部カントリー倶楽部出資金	140		140
大沼国際カントリー倶楽部出資金		120	120

きれいな選挙できれいな政治

7月10日は、参議院議員通常選挙の投票日です



白ばら運動



●投票用紙はまちがわないように
 全国区は、白色紙に赤色刷
 地方区は、うす黄色紙に黒色刷

●鹿部村で投票できる人の要件を満たしている人は、投票を受けている人や、禁治産者等の宣告を受けている人は投票できません。
 一、昭和三十三年七月十一日以前に生れた人(満二十歳以上の人の人)
 二、昭和五十二年三月十五日以前に住民登録の手続した人(三ヵ月以上の住所要件)
 なお昭和五十二年三月十五日以降に鹿部村に転入手続した人は、前任所地に選挙権がありますので前任所地の選挙管理委員会にお尋ね下さい。
 又昭和五十二年三月九日以降鹿部村から転出した人は、鹿部村で投票できませんので、お知り合いの人に連絡してあげて下さい

●投票は二回行ないます。先に地方区の投票用紙を交付しますので、地方区の投票を済ませたあと全国区の投票をすることになります。
 ●投票日
 七月十日午前七時から午後六時までです。
 ●投票場所
 第一投票区(大岩地区) 大岩集会所(旧大岩公民館)
 第二投票区(シシベ地区) シシベ集会所
 第三投票区(鹿部地区) 鹿部第一集会所
 第四投票区(宮浜地区) 鹿部村紋場
 第五投票区(本別地区) 本別集会所(旧本別青年研修所)
 第六投票区(出来淵地区) 出来淵集会所

●開票日
 七月十日午後七時から鹿部村役場大会議室で行ないます。
 ●開票参観人
 選挙権を有する人で、先着二十名まで参観できます。
 ●投票日当日サイレンを吹鳴いたします。
 七月十日投票日に棄権防止のため次のとおりサイレンを吹鳴いたしますので、火災とまちがわないよう注意して下さい。
 午前七時(投票開始)
 正午
 午後三時
 午後五時

●選挙入場券は届きましたか入場券を受け取りましたかまだ受けていない人は選挙管理委員会に申し出願います。受けた人はもう一度、投票日、投票場所及び氏名を確認し投票の際に必ず持参して下さい。
 ●次のような投票は無効です。
 一、何も書かないで白紙で投票したもの
 二、定められた投票用紙以外のものを使用したもの
 三、候補者でないものの氏名を書いたもの
 四、二人以上の候補者氏名を書いたもの
 五、候補者のほか余計なことを書いたもの
 六、誰れの氏名を書いたかわからないもの
 ●投票所内での注意
 一、投票所内での立話しや、長話もし、特に候補者のうわさをすることはやめましょう。
 二、投票を終った人は、速やかにお帰下さい。
 三、歩行困難な人や、代理投票を希望する人に付添してきた人は投票所内に入らないで下さい。係員がお世話いたします。
 四、記載台で自分の記載する候補者の氏名を口に出さないで下さい。
 五、投票所に酒をのんで、投票に迷惑をかけることのないようにして下さい。
 このような場合場内監視員に退去させられることがあります。
 投票管理者及び開票管理者決る。

第一投票区	投票管理者	飯田長一郎
第二投票区	投票管理者	桜田 政治
第三投票区	投票管理者	松崎繁四郎
第四投票区	投票管理者	小田 博久
第五投票区	投票管理者	庭田 洋蔵
第六投票区	投票管理者	佐々木成克
開票区	投票管理者	岡崎 英夫
開票区	投票管理者	古城 猶吉
開票区	投票管理者	清水 観由
開票区	投票管理者	長幡 隆志
開票区	投票管理者	濱村 正夫
開票区	投票管理者	橋本 健蔵
開票区	投票管理者	古城 猶吉
開票区	投票管理者	飯田長一郎

お知らせ



所得税が もどつてきます

今回、昭和五十一年分所得税の特別減税が行われ、次の金額が還付されることになりました。

還付される金額は、本人は六千円、控除対象配偶者や扶養親族は一人につき三千円として計算した金額です。ただし、納めた昭和五十一年分の所得税額の方が少ないときは、その税額までとなりません。還付方法とその手続は次のとおりです。

（サラリーマンの場合）

本年六月一日現在において昨年と同じ会社に勤務しているサラリーマンは、おおよそ、六月～七月ごろ、賞与や給与を受取るときに、勤務先から還付されます。

（事業所得者などの場合）

事業所得者など確定申告をして納税した人は、六月下旬ごろに税務署から還付を受けられる金額をお知らせします。その際、同封された還付請求書に、所要の事項を記入して、税務署に返送してください。そうすると、税務署から還付金の支払通知書が送られてきますから、この支払通知書によって郵便局で還付金を受取ることにな

ります。

（その他）

給与の税金を源泉徴収で納め、年末調整を受けているが、今年になって五月末までに退職した人や、昨年途中で退職したなどのため、給与の税金を源泉徴収されたままで年末調整を受けていない人などは、税務署へ還付請求をしてください。この場合、昭和五十一年分の確定申告書を提出していない人は、期限後の確定申告をして、特別減税を受けることになっていきます。

詳しいことは、税務署（所得税担当）へおたずねください。

不動産登記の話

不動産の取引について、常に登記ということが問題になるのは充分御承知のことと思います。土地や建物を売ったり買ったりする場合、又はこれを抵当に入れたり取ったりする場合等に、登記簿を見るとか権利証があるかないかとか、或いは印鑑証明書が必要だとか、登記料がいくらかかるとか、いろいろの点数や費用が必要なものも、土地や建物の取引をされた人には充分経験されていることでしょう。ところがこのような土地や建物の取引について登記というものが非常に重要なものであって、そのために必要な手数料や費用を借しむことは思いがけない損失をこうむ

ることになるのであります。

そこで皆さんが土地や建物の取引を、安全確実にされるために登記というものは、どのようなものであつて、いかに大切な役割を果しているか、どのようにして登記をするか、先づ登記簿に土地や建物について所有者として登記されているのは確か、又どのような権利が登記されているのか登記簿を見せようこととです。登記される権利の得喪変更、つまり権利の設定、保存、移転、変更、処分制限又は、消滅についてするものであります。

登記簿は土地、建物に関する権利関係がどうなつていようかを明確にするためのものであります。かかる権利を明確にするためには、その権利の対象である土地、建物が必要になっていようことが必要であり、登記されますと本人に権利証が交付されます。権利証というものは土地や建物について権利の取得、例えば所有権の取得（保存とか移転）の登記を受けたときに、その権利を取得した人に交付される大切な書類とされています。従つてこの登記済証を所持している人は、土地、建物についての権利を取得した者であることが証明されるわけであり、又その権利を他人に譲渡したりした場合に、その登記を申請するについては、この登記済証を必ず登記所に

提出することになつていようのであります。それでは登記は何のためにするか、土地や建物についての物権は当事者の意思表示のみによつて、効力が生ずるものとされています。

売買契約や抵当権設定契約のみで所有権が移転したり、抵当権が生じたりしても、それだけでは第三者に対し、所有権が移転し又は抵当権が設定されたことを主張することができないので、これを主張するためには登記をすることが必要なのであります。これが登記が第三者に対する対抗要件であると言われることの意味であります。従つて土地や建物について所有権を取得したり、抗当権を取

得したときには、できるだけ早くその登記を受けておく必要があるわけで、登記を受けなくておくと思わぬ損を受けることになり、登記はどうしてするか、登記にはいろいろのものがあつますが、先づ第一に登記は原則として必ず登記をしようとする人の申請がなければ、できないことになつていよう。この申請の方法として必ず申請書を登記所に提出して、申請しなければならぬことになつていよう。口頭による申請は許されませんが、そしていろいろの登記に依つて、いろいろの書面を申請書に添付して登記所に提出することになつていよう。登記の申請は、必ず

登記を申請する当事者又は、その代理人が必ず登記所に出頭してしなければなりません。

右に述べましたのが、登記を受けようとする場合の各登記について共通の原則、方法であります。いろいろの登記について若干手続が異なりますので、登記についておたづね下さればいつでも御相談に応じる次第です。

函館地方務局南茅部出張所
登記官 三上 芳 郎

「国民年金の保険料は 忘れずに納めましょう」

国民年金保険の第一期（四月から六月分）の納付期限は七月末日です。まだ納めていない人は早く納めましょう。

保険料の納付は、四・五・六月分は七月末日、七・八・九月分は十月末日、十・十一・十二分は一月末日、一・二・三分分は四月末日までというように三ヶ月毎に納付期限が定められています。

もし、この納付期限までに保険料を納めていまいと、万一けがをしたり、ご主人が亡くなつたときなどに、障害年金や母子年金が受けられなくなる場合もでてきます。このようなことがないように、保険料は必ず納付期限までに納めるようにしましょう。保険料の納付方法を、くわしいことは役場民生課にお尋ね下さい。

鹿部漁港監視員に

佐藤治氏委嘱される



昭和五十二年五月一日付で鹿部漁港監視員に佐藤治氏が委嘱されましたので、今後漁港を利用される方は監視員の指図に従い、利用されるようお願いいたします。

「サクラマス幼魚」の標識
取付魚の再捕報告御協力
について

近年の外国漁船等による乱獲により資源の減少が進んでおりますが、それに伴い増養殖事業が年々盛んに行なわれております。これから養殖事業に当り、昭和四十四年より北大水産学部七飯養魚実習施設では標識をサクラマスの幼魚に取り付け放流し、河口域から沿岸小域に至る移動、回遊の模様を研究し、サケ、マス類全般の生態学的及び資源的立場で極めて重要なデータを取集しております。これら標識取付魚を再捕した場合には役場か漁業協同組合へ連絡願います。

救急車の正しい利用の仕方

「どんな時に利用できるのか」



昭和五十一年中の救急出場件数は実に七十四件にもなり、地域の住民の方々にとっては、すっかりピーポーサイレンになれたと思えます。それほど日常生活に深く浸透したといえます。

しかし、まだ正しい救急車の利用の仕方がなされていません。

一口で言えば、思いがけない大けがや、急病など、応急手当や、すみやかに病院で治療を必要とする時に利用することができます。

※消防法では、救急車を利用する場合を次のようにきめております。

- (1) 火災によりその現場における事故
- (2) 風水害などによる人身事故
- (3) 水難による事故
- (4) 交通事故
- (5) 工事現場など労働災害による事故
- (6) 運動競技中に生じた事故
- (7) 公衆場所など街頭による負傷事故
- (8) 犯罪による傷病などの事故
- (9) 投身自殺など自損行為による事故
- (10) 公衆集会所、街頭で発生した急

病、ガス類の中毒、又は異常分娩、腸捻転及び気道閉鎖などによる事故で救急車で搬送しなければ生命に危険を及ぼすと認められる緊急の事故

(1) その他前各号に該当しない事故

▽救急車の呼び方

- ① 一一九番にダイヤルします。
- ② けが人や病人のいる場所を、はっきり知らせます。
- ③ どんな事故かけが人などの数、病状をくわしく知らせます。
- ④ 通報しているあなたは誰か。

《けが人や病人の状態がわからなければ病院への連絡も困難ですから落ちついて通報をしましょう。》

▽村外の病院に傷病者を搬送する場合

傷病者を直接、村外の病院に運んでくれと依頼されることがありますが、搬送中、傷病者の容態が悪化、又は生命に重大な影響を及ぼす場合がありますので、一度必ず村内の医師の診断や、応急手当を受けてから村外の病院に運ぶ事になっていきます。村内の医師が不在の場合は、隣接町村の病院に傷病の程度を連絡してから運んでいます。

《注意事項》

村には救急車が一台よりありません。

したがって、本当に救急車が必要でないような時、又は自分の都合で緊急でもなければ、特に必要でもないのに遠くの病院へ連れて行けと言ったりする事は、お互いの為につつしんで下さい。

これと反対に傷や病気の程度度が重く、普通自動車で運ぶと病気に悪い影響を与えるのに、遠慮をしたり、あるいは救急車の到着をさせて待ちきれずに救急車を使わない人がいます。本当に必要な時には遠慮せず充分救急車を利用いたしましょう。

▽火事と救急は一一九番へ

(所、番地、目標物を一一九番で正確に通報いたしましょう。)

渡島東部消防事務組合
鹿部消防支署



ゴミ捨場での

火入れはやめて下さい。

四月二十日〜五月十九日までの一カ月間を「春の火災予防運動」期間としておりますが、この時期は毎日のように乾燥注意報などが発令されております。

ゴミを捨てに行つたついでに火をつける方がありますが、これは無届けによる火入れと同じですから、ご注意下さい。

ゴミ捨場への火入れは、役場で行ないますので、個人では絶対に火をつけないようお願いいたします。

渡島東部消防事務組合
鹿部消防支署

町内会役員きまる

昭和52年4月1日現在

婦人部長	体育部長	新生活部長	交通安全部長	環境整備部長		戸数
推野 ナミエ	工藤 忠一	推野 清之助	福地 昭	盛田 トシ子		26
盛田 啓子	盛田 五郎	瓜田 ヤスコ	熊川 由八	吉田 美江子		36
佐藤 ハツ	盛田 寛治	熊川 敏夫	原田 朝夫	原田 実		32
阿部 光江	西村 宏一	渡辺 光子	西村 由次	葛西 司		25
奥村 ナミエ	竹浪 健治	工藤 豊三	野口 政治	川村 豊三		27
工藤 貴美江	天満 広幸	伊達 熊夫	宮川 龍夫	川村 ミト		35
利 キワ	熊谷 秋雄	船橋 栄子	立部 誠一	長谷川 恵美子		40
竹原 リツ	成田 隆士	山田 孝子	松本 黄吉	佐藤 ミセ		26
坂田 伸子	葛西 清司	永沢 チナ	福村 直志	保坂 キタ		32
西村 幸子	山本 修一	久保田 勝志	笠原 賢	後藤 留太		25
岩井 妙子	小田 光孝	佐藤 キヌ	富家長年	滝沢 辰雄		41
白戸 チサ	古城 清一	山科 久幸	杉目 次雄	小田 ナミエ		30
松川 チセ子	佐藤 照男	石川 敏子	榊谷 一志	松川 喜一		19
中根 章子	江崎 俊三	松崎 豊子	岡崎 英夫	八木橋 朝子		35
伊藤 ミサ	伊藤 忠光	小玉 日本	米谷 米四郎	圧内 悦子		44
金沢 チエ	山本 鉄弥	川村 利美	中谷 泰造	林 高光		75
中野 律子	正村 正広	松本 善四郎	大村 誠一	阿部 信一		53
吉村 ミヨ	佐藤 慶一	中野 勝雄	川口 常昭	川口 正義		58
井 フジ子	古村 亀造	東出 富雄	山内 忠正	小島 剛吉		41
長根山 キヨ子	福地 一郎	平沢 浩	盛田 鉄也	川村 秀雄		63
斉藤 ムツ子	脇坂 豊司	村林 キミエ	村田 好美	佐藤 ワカ子		69
河辺 京子	中村 順一	中居 一夫	宝全 仁三郎	糸谷 崇夫		29
村林 トシエ	江崎 敬一	村林 兼雄	宮森 春雄	山本 勝義		37
種崎 悦子	種崎 繁	佐藤 重子	種崎 利雄	種崎 哲義		20
木村 知子	伊藤 清一	松本 トシ	高本 フミ子	松本 則雄		35
木村 ツサ子	村田 隆男	下山 和次郎	村田 昇	吉田 重之		45
米本 冬子	工藤 トシ江	荒町 ミチ子	中村 昭八	小笠原 清		31
新山 ヨシ	野田 重毅	米本 岩雄	塩越 勝一	村田 栄		34
中島 治子	中島 広	新田 邦雄	政坂 時美	三国 初江		48

昭和52年度鹿部村

	会 長	副 会 長	副 会 長	書 記	会 計	青少年育成部長
1 区	盛田 富義	盛田 清次		推野 敏美	推野 敏美	杉田 賢一
2	盛田 正美	熊川 由八		川村 清	川村 清	吉田 富義
3	盛田 鉄次	能代 順一	駒井 邦雄	能代 順一	能代 順一	佐藤 克之
4	高橋 孝司	西村 由次		土谷 文男	土谷 文男	山根 清次
5	高橋 孝雄	工藤 豊三		野口 政治	野口 政治	中川 一
6	佐々木 克三郎	伊達 熊夫	中村 幸雄	中谷 隆	中谷 隆	天満 広幸
7	太田 政男	榊田 吉郎	天満 美代	立部 誠一	長幡 隆志	熊谷 秋
8	根本 晃	伊達 貞雄		津田 健作	津田 健作	伊達 富雄
9	草野 豊次郎	福村 直志		小沢 節男	小沢 節男	水野 富夫
10	佐々木 鉄男	佐久間 守	小野 律子	佐藤 善次郎	佐藤 善次郎	関本 忠久
11	荒谷 瞳	千葉 光義	摺井 美津子	児玉 進	児玉 進	菊谷 鉄朗
12	杉目 次雄	松崎 勇	小田 金一	古城 猫吉	古城 猫吉	千山 真由美
13	松川 孝雄	盛田 憲哉		川村 進	川村 進	石田 護
14	高田 春吉	繁田 昌伝		大沢 喜代治	大沢 喜代治	大沢 喜代次
15 A	大清水 元吉	中根 直義		蓮見 武一	蓮見 武一	佐藤 誠一
15 B	宮口 喜正	松川 猛		三浦 励二	武藤 涼子	後藤 慶彦
16	野口 岩蔵	中野 貞雄	大村 誠一	大清水 敏雄	大清水 敏雄	三島 知
17	川口 常行	大平 善信	川口 常正	川口 常昭	川口 常昭	松本 豊勝
18	長根山 吉雄	小島 慶吉		大村 真一	大村 真一	杉本 啓
19 A	道場 登	長谷川幸雄、射羽 藩、佐藤文雄		田名部 弘勝	工藤 収	福地 一郎
19 B	岩崎 武雄	山上 強	川崎 レイ子	脇坂 豊司	脇坂 豊司	木元 隆幸
19 C	和島 昭彦	谷内 博	川村 光雄	坪川 英司	原田 良美	木村 昭夫
20	高本 鉄雄	宮森 春雄		村林 国雄	村林 国雄	西村 栄
21	佐藤 弘	種崎 利雄		川村 太一	川村 太一	渡辺 岩雄
22	中村 直太郎	木村 鉄三郎		伊藤 正和	伊藤 正和	高橋 一造
23	佐藤 政義	村田 昇		中村 弘次	中村 幸一	村田 幸夫
24	平田 秀雄	中村 昭八		工藤 敏雄	工藤 敏雄	平田 誠一
25	浦 京造	小笠原 勇		吉田 武雄	吉田 武雄	加賀谷 栄子
出来潤	成田 敏男	政坂 秀美	若山 房五郎	浦 梅吉	浦 梅吉	佐藤 松美

(会長) 草野豊次郎

(副会長) 平田秀雄
長根山吉雄

(監査) 盛田正美
野口岩蔵

(事務局長) 根本 晃



「みなさんの力で交通事故ゼロの日を—〇〇〇日達成しましょう。」

鹿部村における死亡事故は五年五月三日以来ゼロの日を続けており、さる五月二日をもって三六五日達成いたしました。
みなさんの力で交通事故死ゼロの日を—〇〇〇日達成させましょう。

道夫一家 工藤恒美



「家庭ではお母さんが中心になって。」



●町内会、PTA、青年、婦人団体等各種会合の場を利用して、



「地域では、各種団体のリーダーが中心になって」



●職場では、管理者が中心になって。」

七月二十二日から夏の交通安全道民総ぐるみ運動が始ります。この運動は、レジャーによる交通事故死をなくすことと、夏休み中の子供を交通事故から守ろうということで、八月二十一日までの一カ月間実施いたします。

皆さんで交通事故死〇の日を続けましょう。

● 婚礼や酒の出る席へゆくときは、車の利用を自粛するようにしましょう。止むを得ず車を利用して飲酒をしたときは、車を運転しない「させない」ことを徹底させましょう。

● 車を運転して来た、お客には酒類をすすめないよう徹底しましょう。また、酒を飲んだドライバーには、ハンドルを握らせないで、ハイヤー、タクシー等で帰すよう配慮しましょう。

● 飲酒運転の悪習は、ドライバー自身の自覚もさることながら、周囲の人も自覚して、みんな、これをなくすようにしましょう。

● 酒類提供業者同志が積極的に飲酒運転の追放を申し合わせ、できるだけその内容を店内に掲示しましょう。車を運転してきた客には、その趣旨を十分理解してもらいましょう。

● 職場ぐるみで、常に、飲酒運転の危険性について話し合い、職場から飲酒運転を追放しましょう。

● 飲酒運転防止の職場宣言、署名、誓約、申し合せ、懇談会、映画会等。

● 企業体ごとに車の管理体制を確立しましょう。エンジキーの保管、車の管理、特に、時間外の車の使用禁止の徹底、

● 酒の席には、車を運転していかない、いかせないことを徹底しましょう。また、飲酒したときは、同乗者はもちろん、まわりの人達も運転をさせないよう注意し合いましょう。

● 車で帰宅途中などに仲間同志で飲酒運転することのないようにさせましょう。始業、終業時に注意、現場での一声運動、

「飲酒運転は重大事故に直結します絶対をやめましょう。」

飲酒運転の防止については、「車を運転するときは、酒を飲ませない」「酒を飲んだときは、車を運転しない」「車を運転する人には、酒をすすめない」の三原則を中心に、各市町村がそれぞれ創意工夫とアイデアを生かし、いろいろの運動を展開しており、また、警察の取締りによって、違反者は厳しい処分を受けておりますが、依然として飲酒運転があとをたちません。

もし、あなたのごともや家族が酔っぱらいの車にひかれて死亡したとしたら…。それでもあなたは、平気で飲酒運転をしようか。「事故を起してからでは手遅れ」です。ドライバー自身が「口でも酒を飲んだら、ハンドルを握らない」ことを自覚し、飲酒運転を追放しましょう。